

川重明石工場

このままでは大勢の派遣労働者とその家族が路頭に迷う！！

日本共産党
川崎重工委員会らが

兵庫労働局に「申し入れ」

全文は
ウラ面

雇い止めの撤回、違法クーリングの中止、派遣期間制限を超えた派遣労働者の直接雇用（正社員化）一厳しく指導を！

川重明石工場の汎用機カンパニーが残っていた約80名の派遣労働者を3月末で雇い止めしようとしている問題で、日本共産党の堀内照文兵庫国政委員長と党川崎重工委員会のメンバーらが9日、兵庫労働局に撤回させる指導を厳しく行うよう申し入れました。また、11日には、長年にわたり派遣で働いていた労働者が労働局に赴き、違法クーリングの生々しい実態を告発しました。

姑息な派遣期間逃れはやめよ

敷地内に設けた「請負工場」に「クーリング・オフ」と称して約3ヶ月間派遣労働者を移動させ、最長3年の派遣期間を超えて働かせています。中には勤続20年という労働者もいます。

会社は、労働者派遣法逃れのために膨大な対策会議を開き、しかも、労働局の立ち入りを想定した書類づくりまで実施しています。

これに対し労働局側は、「脱法の可能性がある。派遣はあくまで臨時的なもの」と回答しました。

こんな「働かせ方」は許されない

景気がよければ安い賃金で働かせ、景気が悪くなったら失業保険で自宅待機。いつまで派遣や契約社員で働かせるのでしょうか。

儲けさえすればよいという身勝手は許されません。

労働者のみなさん

これでは、職場のチームワークや技術の伝承が難しく、安全な職場もつくれません。正社員の賃金や労働条件さえも切り下げになりかねません。

「雇用は正社員が当たり前」にしてこそ、中長期的にみれば企業の健全な発展につながります。

正規社員と非正規社員が連帯し、その実現とともにがんばりましょう。



困ったときの110番

お気軽にご相談ください

日本共産党
川崎重工委員会

TEL : 341-3235

FAX : 341-3236

メールアドレス

spum69u9@pony.ocn.ne.jp

日本共産党明石市委員会

TEL : 927-7080

FAX : 927-9782

新町みちよ（県議）事務所

TEL : 925-1400

FAX : 925-1400

情報やご意見なども
お寄せください

2010年3月9日

兵庫労働局
白川 鉄也殿

日本共産党兵庫国政委員長		堀内 照文
日本共産党兵庫県会議員団	団長	ねりき恵子
日本共産党明石市会議員団	団長	沢井きよみ
日本共産党川崎重工委員会		

派遣労働者の雇い止め撤回等の指導強化を求める申し入れ

過去最悪の就職難のもとで、川崎重工業（株）明石工場の汎用機カンパニーは、3月末での雇い止めを各派遣会社に通知しました。このままでは、大勢の派遣労働者とその家族が路頭に迷うとともに、地域社会にも深刻な影響を及ぼすことは必至であり、雇い止めを何としてでも止めさせるべきです。

同カンパニーは、数年前より明石工場内に請負工場なるものをつくり、「クーリング・オフ」と称して派遣労働者を3ヶ月間そこに移動させて、最長3年の派遣期間制限を超える違法行為を行っています。しかも、労働局の立ち入り調査を想定した組織的な対策までとっています。

そして、一昨年来から経営環境の悪化を理由に、少なくとも数百人以上の派遣労働者を解雇・雇い止めをしてきました。その中には、勤続10年を超える派遣労働者も少なくありません。本来なら直接雇用の対象となるべき人たちで、労働者派遣法に反するものであります。

さらに今回、経営環境が「厳しい」との理由で、残っていたベテラン派遣労働者をモノのように使い捨てようとしており、しかも、来年度下期は増産を計画し、人件費の安い外国人研修生や契約社員でまかなおうという話しまで聞かれます。このような理不尽なことは、決して許されるものではありません。

川崎重工業に対して、以下の点について強力な指導・監督をおこなうよう申し入れます。

記

1. 派遣労働者の雇い止めをただちに中止・撤回させ、大企業としての社会的責任を果たさせるよう厳しく指導すること。
2. 労働者派遣に戻すことを予定した「違法クーリング」や対労働局用の書類作成などの対策に対して厳しく指導すること。
3. 派遣期間制限を超える派遣労働者に対して直接雇用の義務を果たさせ、正社員化をすすめるよう強く指導すること。

以上

3月8日の兵庫県議会予算特別委員会にて

日本共産党の新町みちよ県議が、川崎重工業明石工場の大量「派遣切り」をやめさせよと県に迫りました。

新町県議は、同工場での無法な働かせ方を労働者のリアルな声をもとに告発し、「いつか正社員にする」と10年以上派遣で働かせながら3月末に80人を雇い止めにする違法行為を許すのか、と追及。国も派遣は臨時的しくみで3年を超えることはできないとしており、「川重には直接雇用義務があり、雇い止めは許されない。法を守れと強く求めよ」と訴えました。

県は、「監督権限はない」としつつ、「違法状態があれば是正されるべき」と答弁しました。

新町県議は、3300億円の内部留保を持ちながら、派遣切りや繁忙期だけ契約社員を雇うなど、労働者をモノ扱いし調整弁に使う川崎重工のやり方をやめさせるよう重ねて要求しました。